

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年7月19日開催 信託協会]

1. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022 事務年度版の「マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた計画検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

2. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2022年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を6月30日に公表した（2019年から

公表しており、今年で5回目)。

- 昨年度のレポートと同様に、「障害発生の端緒」※¹毎に、障害の傾向、原因及び課題を分析している。加えて、障害時に業務を早期復旧させるレジリエンスの重要性が高まっていることを踏まえて、新たにインシデント対応の良好事例を盛り込んでいる※²。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

※1 以下の①～④の障害発生の端緒毎に、システム障害の傾向、原因及び課題を整理。

①サイバー攻撃、不正アクセス等

不正アクセスによる情報漏えい、サポート期限切れ機器のマルウェア感染、DDoS 攻撃によりホームページが閲覧できない状態が発生。重要な外部委託先を含めたセキュリティ対策の強化とインシデント発生時のレジリエンスの強化が課題。

②日常の運用・保守等

障害時に冗長構成が機能しない状態や、外部委託先のシステム障害で復旧が遅延する状態が発生。外部委託先における対応を含めた復旧手順を整備し、外部委託先との共同訓練を通じた、復旧手順の実効性の確保が課題。

③システム統合・更改や機能追加等

機能追加のためのプログラム改修時等に障害が発生。システム仕様書などの IT 資産の整備や、有識者の適切な配置等によるレビュー態勢の整備が課題。

④プログラム更新、普段と異なる特殊作業等

プログラム更新時や不定期作業時に、外部委託先による設定ミスや作業の誤りによって、ATM 等が停止。システム変更に関する作業手順の検証態勢の整備、本番環境に即したテストの実施、多層的なチェック態勢の整備など、作業品質の向上が課題。

※2 良好事例

クラウド障害により ATM が停止。コンティジェンシープランに基づき、職員が迅速に ATM を手動復旧させた。また、担当でない職員も復旧対応できるようマニュアルを整備し、訓練を実施している。

3. リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

- 6月30日に、「リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運

営のモニタリング結果」を公表した(2018年から公表しており、今年で6回目)。顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備とその実効性確保といった観点で3点申し上げる。

① リスク性金融商品の商品性やそれを踏まえた想定顧客層の特定が十分とは言えない、顧客の真のニーズに沿った提案ができていないか懸念があるなど、金融商品の販売・管理態勢に課題がある先が多い。顧客の最善の利益とは何か、それを追求するためにはどのようにすべきかについて、改めて検討していただきたい。

② 各社の「取組方針」を見ると、原則の文言をなぞったものが多く、自組織が目指す「顧客の最善の利益」を追求するための具体的な取組みが分からない。また、ほとんどの先で、「取組方針」と営業現場の取組実態との間に乖離がある。顧客本位の業務運営を確保するためには、「取組方針」を通じて顧客本位の考え方や具体的な取組みの認識を金融機関全体に浸透させ、顧客本位が定着するカルチャーに変革していくことが重要である。また、その際、業績評価が営業職員の販売行動に与える影響にも留意していただきたい。

③ 三線管理について、リスク性金融商品の販売状況や苦情等に対する検証・監査が法令準拠の範囲に留まっている先が多い。経営監査やカルチャー監査を含めて、法令遵守の観点に留まらない検証を行うPDCA態勢を構築し、改善を行っていくことが重要である。

○ 経営陣におかれては、「顧客の最善の利益」を追求した取組みが自組織で根付くよう、この結果も参考に取組改善を図っていただきつつ、ベストプラクティスの追求も含めて、顧客本位の業務運営を確保・推進するよう、リーダーシップを発揮していただきたい。

4. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令(案)公表について

○ 先般、経済安全保障法制に関する有識者会議が開催され、そこで示された内容のうち以下について、内閣府令(案)の意見公募手続(7月14日締切)が開始された。

- ・ 規制対象となる事業者の指定基準

- ・ 特定重要設備

- 本制度は、金融を含む基幹インフラの指定事業者に対して、その特定重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。
- 金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、金融庁では総合政策局リスク分析総括課の経済安全保障室で運営している。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用いただきたい。

5. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 6月、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」等が閣議決定された。金融庁が今後重点的に取り組むべき主要な施策、例えば、サステナブルファイナンスの推進など、多くの施策を盛り込んでいる。
- そのうちの一つに、2022年11月に策定した資産所得倍増プランを着実に推進することを掲げており、金融庁としては、新しいNISA制度が来年1月から開始することを踏まえ、NISA制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化していく。

また、広く国民に金融経済教育を届ける観点から、官民連携して、金融経済教育の推進体制を整備していく。

いずれについても、国民の安定的な資産形成を促す観点から、職域を含め資産形成において顧客との密接な関係を形成している信託会社のご協力が必要不可欠と考えているので、積極的な連携・協力をお願いしたい。
- また、「貯蓄から投資」の流れを進め、安定的な資産形成を促していく上では、資産運用会社やアセットオーナーが果たすべき役割は大きいと考えている。そのため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組みを行うこととしている。
- こうした観点から、資産運用業等の抜本的な改革に向けて、新しい資本

主義実現会議の下で具体的な政策プランを年内にまとめることを掲げている。具体的な施策の内容は、今後、内外の関係者とコミュニケーションを図りながら、検討を進めていきたいと考えているので、日本の金融資本市場の魅力向上のため、各金融機関からも是非ご意見など頂戴できればと考えている。

6. Japan Weeks について

- 骨太の方針等のなかでは、資産運用立国に向けた取組みや、国際金融センターの実現に向けた取組みに関して、集中的に海外金融事業者を日本に招致する「Japan Weeks」といったプロモーションイベントの開催など、情報発信を強化していくこととしている。「Japan Weeks」については、9月25日～10月6日を定める予定で、同時期に関連イベント等を開催するにあたって協力をお願いすることがあると考えており、その際は是非お願いしたい。

7. 資産運用業高度化プログレスレポート 2023 の公表について

- 既に述べた政策プランの検討を行う前提として、我が国における資産運用業のサービス提供の現状について、問題意識をとりまとめた、「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」を公表した。一読いただけると有難い。ここでは、特に、以下の5点の現状について述べる。
- 第一に、ファンドラップについて。マス向けに裾野が広がってきているが、現状、投資信託を組み合わせた商品なのか、資産形成のためのアドバイスを継続的に提供するサービスなのか、分かり難いものもある。ファンドラップの仕組み自体は、販売会社、資産運用会社が利益相反を管理し、顧客の最善の利益を図るインセンティブがあるものだが、他方で、販売会社が提供するサービスの付加価値が分かり難い面もある。
- 第二に、スチュワードシップ活動の実効性評価のためのデータ活用について。現状、個別の議決権行使結果は、多くの場合、機関投資家がPDFで開示しており、第三者が機関投資家や企業の対応を比較・分析することが難しい。
- 第三に、事務と運用の分離による資産運用会社の新規参入促進について。

現状、資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投資信託の基準価額を計算し、毎日照合する慣行（二重計算）があるが、資産運用業のコスト高の要因として指摘される。信託銀行を主体とする一者計算の導入に向けた取組みが期待される。

- 第四に、確定拠出企業年金の運営管理機関業務について。各金融機関の中には、企業向けに運営管理機関としてサービスを提供されているところも多いと思われるが、運営管理機関によっては、加入者が定期預金等の元本確保型商品を選択する割合が高い。
- 第五に、運営管理機関の比較可能性の向上について。加入者の年代別運用商品の構成や、加入時以降の運用商品全体の利回り平均などといったデータや、企業の継続教育を支援する取組み等について、各運営管理機関における開示がなされておらず、運営管理機関のサービスの横比較ができない。
- これらの金融庁の現状認識や問題意識について異なる認識や意見もあるかもしれないが、まずは、我が国の資産運用セクターや人材を、世界レベルに引き上げることが重要である、この目標を皆様と共有することが重要と考えている。その上で、各金融機関と、改善のために具体的にどういう対応が有効か、議論をさせていただければ幸い。

8. 資産運用業の高度化について（監督部門）

- 「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」に関し、監督部門として、「資産運用会社の独立性確保」と「業界全体としてのプロダクトガバナンス強化」の二点について、それぞれお願いしたい。
- 一点目として、今回のプログレスレポートでは、金融機関グループ系列の資産運用会社においては、グループ販売会社の利益が資産運用会社の顧客の利益に優先されるおそれがあるなど、グループ全体と顧客との間で利益相反が生じやすいといった課題について取り上げたところ。
- 各金融機関の中には、グループ内の資産運用会社と緊密に連携しながらサービスを提供されている会社もあると承知しており、この点を含め、「我が国の資産運用業等を抜本的に改革する」ための政策プラン策定に向けて、日本の金融市場の魅力向上のためどうしたことが考えられるのか、コミュ

ニケーションを図りながら、検討を進めていきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

- 二点目として、大手資産運用会社においては、顧客利益最優先の観点から、パフォーマンスが低迷している“不芳ファンド”を抽出し、信託報酬の減額や繰上償還に向けた対応方針を決定するなどの取組みが広がりつつあるが、顧客対応が発生する場合もあり、販売会社の理解・協力が必要不可欠である。
- また、商品がその特性に見合った投資家に提供されることも重要であり、商品組成者である資産運用会社が想定した顧客属性を踏まえて商品の販売を行うなど、商品販売者であり、かつ信託財産の管理・指図の実行を担う信託銀行の皆様においても、業界全体としてのプロダクトガバナンス強化に向けた取組みにご協力いただくようお願いしたい。

9. サステナブルファイナンスの取組について

- 6月に公表した報告書を紹介したい。

<サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書>

- 6月30日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。

人材育成については、各業界団体にもアンケートに協力いただき感謝申し上げます。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組みの重要性が指摘されている。業界団体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただければ幸いである。

<インパクト投資等に関する検討会報告書>

- 6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表した。検討会で計8回にわたり議論を行い、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。

また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本

的指針案」のパブリックコメントを開始した。10月10日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。

報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。

インパクト投資については、地域で創業等を図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれからという段階であるが、本年中にも設置予定の「コンソーシアム」等の議論を是非フォローあるいは参加していただけると幸いである。

<脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書>

- 6月27日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表した。検討会で計7回にわたり議論を行い、カーボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定について、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。各金融機関におかれては報告書も参考にしながら、取り組んでいただければ幸いである。

10. NISAの周知・広報等について

- NISAについては、地方公共団体や商工団体会員企業における資産形成に関する取組みを支援できるよう、各財務局に相談窓口を設けることとした。
- 金融庁からも、全国の自治体や都道府県の連合会に対して、財務局の相談窓口のほか、事業主が従業員の安定的な資産形成を支援することの重要性をお伝えしている。隗より始めよ、ということで、6月16日に、国家公務員向けの資産形成セミナーも開催している。
- 各行・各社におかれても、現場レベルも含めて、NISAをはじめとする、職域における資産形成支援について、周知・広報活動の積極的な展開や、金融庁も含めた関係団体との連携強化を改めてお願いしたい

11. マイナンバーカードの普及・利用の促進について

- 各金融機関におかれては、マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。
- 本年3月に実施されたデジタル庁の調査（公表済）によれば、「銀行業」におけるマイナンバーカードの取得率は85.6%となっている。
- マイナンバーカードの取得率向上については、引き続き力を入れていただきたいが、それとともに、マイナンバーカードの利活用の促進についても、引き続き協力いただきたい。
- 政府としては、マイナンバーカードの更なる普及促進策として、公的個人認証サービスの活用をお願いしており、御業界におかれても、積極的なご活用をよろしく願いしたい。
- また、政府としては、民間利用シーンの拡大に向け、
 - (1) マイナンバーカードを活用したユースケースや、
 - (2) 民間事業者における電子証明書手数料が本年1月から当面3年間無料化されていること、
 - (3) マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持ったスマホアプリのダウンロードサービスが本年5月から開始されていること、等について、周知・活用促進の対応を進めているところ。各金融機関においても、協力をお願いしたい。

(以 上)